

土壌の汚染状態に関する基準（神奈川県生活環境の保全等に関する条例）

※神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第12の2より

対象物質の分類・種類		土壌溶出量基準 (特定有害物質 mg/L)	土壌含有量基準 (特定有害物質 mg/kg) (ダイオキシン類 pg-TEQ/g)
第一種特定有害物質	クロロエチレン	0.002以下	
	四塩化炭素	0.002以下	
	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	
	1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	
	1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	
	1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	
	ジクロロメタン	0.02以下	
	テトラクロロエチレン	0.01以下	
	1,1,1-トリクロロエタン	1以下	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	
	トリクロロエチレン	0.03以下	
	ベンゼン	0.01以下	
	第二種特定有害物質	カドミウム及びその化合物	0.01以下
六価クロム化合物		0.05以下	250以下
シアン化合物		検出されないこと	遊離シアンとして50以下
水銀及びその化合物		水銀が0.0005以下、かつ、 アルキル水銀が検出されないこと	15以下
セレン及びその化合物		0.01以下	150以下
鉛及びその化合物		0.01以下	150以下
砒素及びその化合物		0.01以下	150以下
ふっ素及びその化合物		0.8以下	4000以下
ほう素及びその化合物	1以下	4000以下	
第三種特定有害物質	シマジン	0.003以下	
	チオベンカルブ	0.02以下	
	チウラム	0.006以下	
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	
	有機りん化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	検出されないこと	
ダイオキシン類		1000以下	

※測定方法は、「土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件(平成15年環境省告示第18号)」、「土壌含有量調査に係る測定方法を定める件(平成15年環境省告示第19号)」、「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について(平成11年環境庁告示第68号)別表」に定める方法による。

※「検出されないこと」とは、当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。

※「土壌溶出量基準」に適合しない土壌を薬剤の注入その他の方法により特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更して当該基準に適合する土壌としたものについては、当該基準に適合しない土壌とみなす。